

はじめに

わが国の高度成長期に整備された公共施設は、今後、全国的に更新時期を迎えるため、国を挙げての維持管理体制の構築が進められています。

具体的には、平成 25 年 11 月にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、各施設の管理・所管する者がインフラ長寿命化計画（行動計画）及び個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施したうえで適切な措置を講じることとされました。

また、平成 26 年 4 月には、総務省より「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、地方公共団体は、管理・所管する公共施設の現況や、総合的・計画的な管理に関する基本的な方針などを定める計画の策定を行うこととなりました。

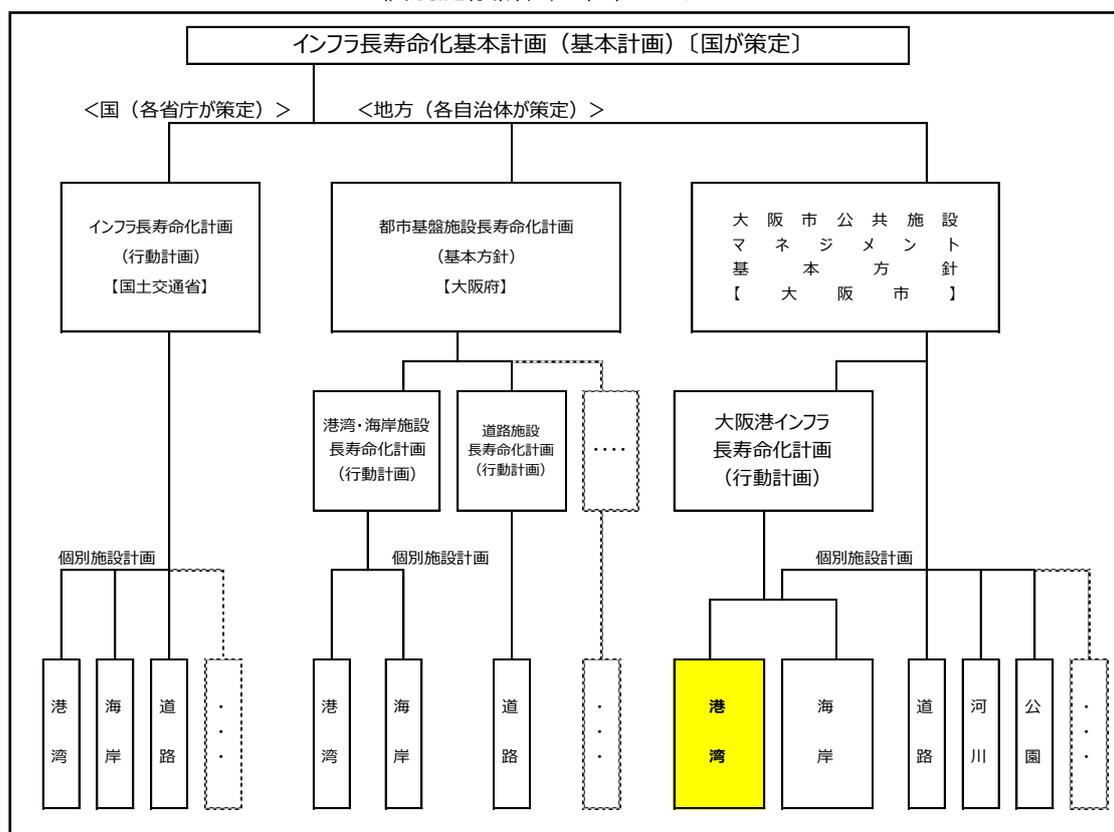
このような状況のもと、大阪市では、所管・管理する公共施設については、高度成長期に整備したものの本格的な更新時期を迎えるなか、総合的かつ計画的な施設の維持管理を進めるうえでの基本的な方針として「大阪市公共施設マネジメント基本方針」を平成 27 年 12 月策定（令和 3 年 2 月一部改訂）しました。

大阪港湾局では、所管するインフラ施設の維持管理・更新等を着実に推進していくため、その中期的な取組の方向性を明らかにすることを目的として、平成 29 年 7 月に「大阪港インフラ長寿命化計画(行動計画)土木構造物編」を阪神国際港湾株式会社や大港埠頭株式会社とともに策定しました。

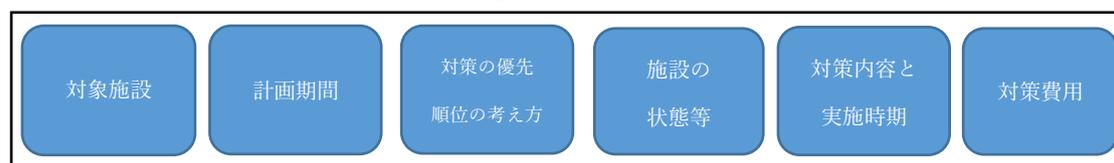
今回の「大阪港港湾施設維持管理計画（個別施設計画）」については、本行動計画に基づき、大阪港湾局が所管する港湾施設について、個別に対策の優先順位や対策内容とその実施時期、対策費用などをとりまとめたものです。

なお、本計画は、現時点の点検結果による想定であり、今後の定期的な点検・監視による見直しや社会状況によって変わる可能性があります。

個別施設計画の位置づけ



個別施設計画で定める内容



大阪港湾局では、大阪港で所管する港湾施設について、国のマニュアル等に基づき実施した点検診断の結果に基づき、平成 22 年度から維持管理計画を策定してきました。

港湾施設は、塩分を含む波浪や風雨に晒される厳しい環境下にあるため、鋼部材の腐食やコンクリートの劣化が激しい施設が多く存在することが判明しました。こうした施設については、市民・施設利用者の安全・安心を確保するため、老朽化が激しくかつ社会的影響度が高い施設から修繕するとともに、性能を一定回復したのものから、順次、予防保全型の維持管理にシフトすることで、施設の長寿命化と維持管理に要するトータルコストの削減に努めてきております。